

第20回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 28 年 10 月 20 日（木）10 時 00 分～11 時 35 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

<決定事項、宿題事項など>（★は宿題事項）

- ・スイッチング支援に関するルール・システムへのご意見・ご要望リストの残項目について、改めて希望状況を確認する。
- ・項番 11 について、今回提示の対応案についてご意見を頂く（画面イメージ、csv 項目の追加）
- ・項番 15 について、ご提示していた変更案にて改修を行う。
- ・項番 35,36 および資料 2 別紙 2 提案の内容について改修する方向で進める。
- ・項番 69 について、一般送配電事業者各社へ状況の確認と通知方法に関してヒアリングを行う。★
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を 11 月 10 日（木）目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認（資料 1）

- 前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。
- ・宿題事項については、継続確認、検討中。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況（資料 2）

事務局よりスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

- ・前回からの更新箇所を中心に説明。
- ・項番 11 の改修案について報告。
- ・項番 35,36 の対応案について報告。
- ・他 2 件（web 機能の対応範囲拡大、API 連携時の複数証明書設定）について、改善案について報告。
- ・前回実務者会議での議論及び、本リストの回答内容をもって一部項目については、一旦クローズとする。
（項番 48,51,55,59,60）ただし、再起票頂くことは可能。

■ 質疑等

- ・11 について。csv の件については構わないが、画面表示の補足説明のあった「スイッチング中は表示されない」ということは、処理完了になって初めて表示されるという理解でよいか。
 - 詳細画面に展開した際に見える条件と同様の条件での表示となる。
 - ⇒スイッチング廃止の際は需要者名を投入しないので、設備情報照会と同じように、自社の顧客に切り替わった時に見えるということであれば、廃止申込み待ちのステータスでは絶対に表示されないということか。
 - 申込みの結果として残っている情報なので、設備情報照会とは異なる。申込の際に需要者名を投入したもの（再点など）については、申込内容一覧照会画面に需要者名が表示されることとなる。スイッチング開始は、処理完了になっても申込み内容一覧照会では需要者名は見えない。
 - ⇒それは 11 のニーズを満たしているのか。
 - こちらのニーズの理解として、申込み時点の情報として見えるようにしたいということとして設計している。つまり、異動申込みをした時点での情報を表示することとなる。この理解とは異なり、需要者の変更となって、自社の顧客となった時の情報を見せてほしいということであれば、今の設計内容ではニーズを満たせないこととなる。
 - ⇒リクエストで投入している情報に需要者名があれば、それを表示するものであると理解している。そうならば、低圧のスイッチング開始では確かに需要者名を投入していないが、高圧のスイッチング開始では需要者名を投入しているため、表示されるという認識でよいか。

→その認識でよい。

・69 について。やり取りしている中で、一部ネットワークサービスセンタからは、供給地点特定番号の変更は事後にならないと分からないとの声も頂いている。システムの都合なりあると思うが、それをどうとらえるか。小売としては、事前に頂かないと準備が間に合わないというところもあるため、改修で何とかなのであれば、検討いただきたい。

→事後にならないと分からないというのは、変更後の番号が事後にならないと分からないということなのか。一般送配電事業者へ実情をヒアリングする。(事務局回答)

・事前通知もそうだが、そもそも変更になるケースについて。関西電力のケースというのは③に該当するということか。

→繰上検針が変わるということは、基本検針日が変わるといことかと推察するので、事務局としては、そのように理解している。(事務局回答)

⇒自由化開始前に③の記載からそこまで推測できなかったため、現状運用で対応しているのが現状である。

・69 に関連して、関西電力は定常的に供給地点特定番号の変更が発生しており、その際の通知方法の運用がしっかり決まっている。一方で、ほかの一般送配電事業者では、あまり変更が想定されていないのか、どうい方法で通知が来るか問合せをしても、ほとんど変わることが無いのでまだ方法は定まっていない、もしくはよくやりとりをする担当者にメールでお伝えするなど、対応があいまいになってしまっている事業者がいる。現状、供給地点特定番号の変更が発生していないため、実害はないが、そういった事業者の中でも、行政区画の変更などで、供給地点特定番号が変わることはあり得るので、どうい方法で通知するか、それが事後になってしまうなら致し方ない面もあるかもしれないが、決めておいていただきたい。一般送配電事業者で運用が統一できるのであればそれに越したことはないが、統一できないのであれば、各事業者で運用を決めておいていただきたい。

→ご意見として一般送配電事業者へのヒアリング時に併せて確認する。(事務局回答)

・35,36 について。案については、メールタイトルでフィルターをかけることで対応できるようになると思うので、結論は案①でよいと思う。

・証明書について。ジャパンネット側でシリアル番号を変えずに更新するということはできないか。

→今のところ、そういった対応はできない。(事務局回答)

⇒フローとしては、小売電気事業者が証明書の期限が切れる前に新しい証明書を取得して、利用申請書に追記してあらかじめ渡してスイッチング支援システム側で登録しておいてもらえば、どちらの証明書でも利用できるという理解でよいか。

→その理解でよい、後は小売電気事業者側のタイミングで切り替えてもらえればよい。(事務局回答)

別紙 2 にて提案した改修については、全会一致で実施する方向で進めることとした。

3. 30 分電力量・確定使用量通知の B P に関するご意見・ご要望状況 (資料 3)

事務局より 30 分電力量・確定使用量通知の B P に関するご意見・ご要望状況について説明。

・今回新たに頂いたご意見ご要望、および前回からの進捗状況について報告。

・項番 11,14 について、今回の回答をもってクローズとする。

■ 質疑等

・23 について。内訳ファイルのうち当月を含まない過去 11 か月のデータについては、月初時点で固まっている数字と思うが、現状第 5 営業日までとなっているのは、当月の最大需要電力と契約電力の記載をするために時間がかかるということか。

→第 5 営業日となった経緯までは押さえられていないが、当月分まで入れているので、確定使用量が出た後になってしまうと理解している。(事務局回答)

⇒例えば、当月の最大需要電力と当月の算出した契約電力がない状態で一度提供いただくことは難しいか。

→翌月であれば、前月分を見れば分かると思うが、当月については難しいのではないかと思う。(事務局回答)

⇒新規の施設の場合、当月は確定使用量があるが、それに加えて過去分が事前にはいただくと、算定内訳が来る前に契約電力が決めるるので助かる。システムが変わる前は、月末に新規顧客分は情報を頂けていたが、システムが変わっ

た後は、事後となってしまっている。

→スイッチング支援システムの使用量情報照会からそれを見に行くことはできないか。(事務局回答)

⇒正直に申し上げると、使用量情報照会の手続きが面倒である。需要者から入手するなど運用で対応しているのが実態である。仕組みとしては、システムから取れるだろうということであればその通りではある。

4. 平成 29 年 4 月利用開始のネガワット取引に関する検討状況について (参考資料)

平成 29 年 4 月利用開始のネガワット取引に関する検討状況について報告。

・現在別会議体 (ネガワット取引に関する実務者会議) で検討しているネガワット取引について説明。

■ 質疑等

・今、スイッチング支援に関する実務者会議に出ている小売電気事業者は、資料の小売 A に該当する事業者だと思うが、現状小売 A となっている事業者は、全員この対応が必要ということか。個社の判断で断れるものなのか。

→義務か否かということか。ガイドラインの方で、需要者側が希望すれば拒否できないのではないかと思う。(事務局回答)

⇒かなり手間のかかるものだと理解しており、4 月から需要者が希望すれば全小売が対応するのが必須なのか、調整できるものなのか。

→義務ではない認識である。例えば、2 ページ目であれば、小売 A とネガワット事業者とのネガワット調整金等の協議がなされることとなる。その際、小売 A は、需要者がネガワット取引を行うこととなったので、不当に料金を高くするなどガイドラインで禁止されると思うが、需要者がやりたいからと言って、小売 A とネガワット事業者との協議が整わないにもかかわらず、義務的にネガワットに応じなければならないというわけではないと思う。ただ、積極的に、ネガワットを広めていきたいと思いますという立場でのガイドラインが出るのではないかと思う。無碍に協議をしないまま断ることは N G かと思う。

・調整金契約の内容というのは、小売 A とネガワット事業者が個別に協議して定めるものであって、当然バラバラであるということか。

→ガイドラインが定められていて、調整金は「卸取引所の価格を参考にする」「小売価格—託送料金相当」など例示されているが、それ以外にも採用してよいということになっている。そういった内容を小売 A とネガワット事業者で協議して決めることとなる。

・清算について、ネガワット取引をやったことによって、現状連携される 30 分電力量のデータは変わらない理解でよいか。

→現状と変わらないが、ネガワット分だけ落ちた需要のデータが連携されることとなる。(事務局回答)

⇒清算のところは、あくまでインバランス料金の形であって、小売料金請求のために、何か特別なことをしなければならないことはない理解でよいか。

→小売供給契約の方が変わることはないと思われる。それとは別に、需要抑制の方のインバランスの清算を誰かがするという業務が発生することになる。(事務局回答)

→接続供給という意味での託送料金の算定には影響ないが、インバランス料金の算定は、ネガワット取引が入ってくると、方式 1、方式 2 という形で議論されているが、例えば、インバランスが通常 20 発生するが、その 20 について、小売事業者とネガワット事業者で 10 ずつ分け合うなど対応が発生する。インバランス料金の計算の仕方が、小売、送配電ともに変わってくる。送配電から小売へしっかり諸元を通知するように、と議論しているところである。

⇒インバランスについては、頂いたネガワット料金のチェックで自社で計算しているところのロジックを見直さなければいけないということか。

→ご認識の通りである。

・本件、事業者説明会を予定しているので、詳細は説明会にて行う。

○次回は 11/17 (木) 10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。